

「あんまマッサージ指圧、はり・きゅう療養費」 （あはき療養費）の支払方法の変更について（お知らせ）

「あはき療養費」の支払方法の変更につきまして、下記のとおり平成31年2月20日開催の第166回組合会においてご審議いただき決議されましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、当組合ホームページにも掲載するほか、機関誌（夏号）へ掲載し、鍼灸師等の施術を継続して受けておられる方へは改めてご案内いたします。

記

1. あはき療養費とは

慢性的な疼痛を主症とする疾患等について、医師が適切な治療手段がないと判断し、医師が同意書を交付して鍼灸師等の施術を受けた場合において、保険者がやむを得ないと認めるときは、保険診療に代えて療養費（施術費用の一部）を支給することができます。（保険診療の補完的な役割として認められています。）

2. 対象疾患

- あんまマッサージ指圧 → 主として筋麻痺、関節拘縮等
- はり・きゅう → 慢性的な疼痛を主な症状とする6疾患（神経痛・五十肩・腰痛症・頸腕症候群・リウマチ・頸椎捻挫後遺症）

3. 支払方法の変更・時期

「代理受領払い」から「償還払い」へ変更いたします。

「償還払い」は、平成31年10月1日から実施いたします。従いまして、同日をもって「代理受領払い」は廃止になります。

○代理受領払い（平成31年9月まで）

民法による施術者と患者間での契約により請求を委任するもので、被保険者から個々に委任を受けた鍼灸師等が、患者の一部負担金を除く施術費用を健康保険組合に支給申請することになります。

○償還払い（平成31年10月から）

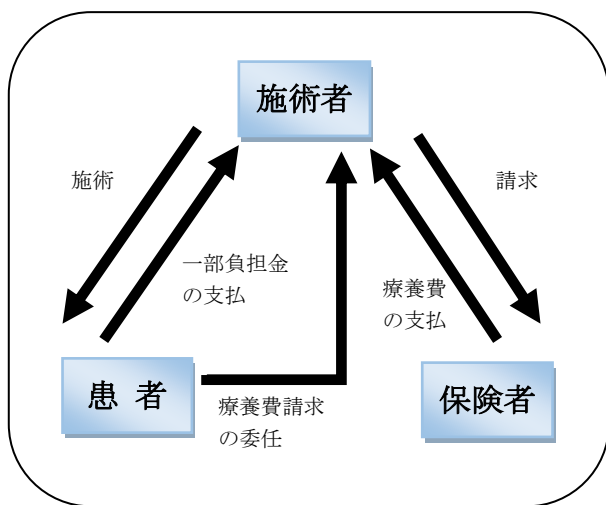
健康保険法に基づき、鍼灸師等の施術費用を患者が一旦全額を支払い、被保険者が領収書等を添えて健康保険組合に支給申請することになります。

（専用の療養費支給申請書は、9月中旬までには当組合ホームページからダウンロードできる予定です。）

※ 改元後は、元号の読み替えをお願いします。

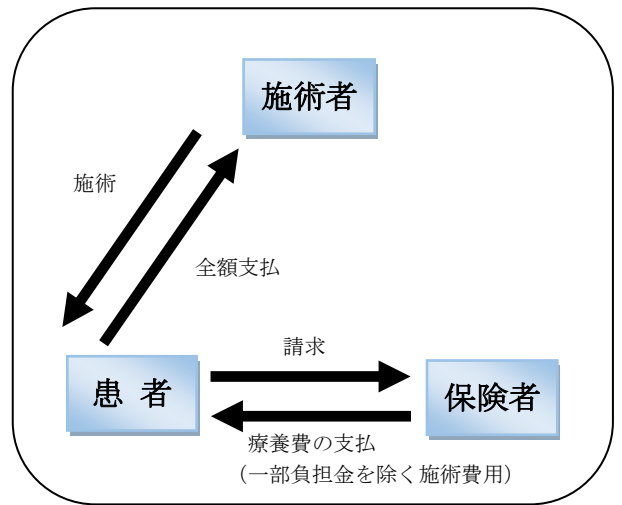
9月施術分までの支払方法

代理受領払い（民法上の委任）



10月施術分からの支払方法

償還払い（法令上の原則）



〔お問合せ先〕

大阪薬業健康保険組合 現金給付課
大阪薬業健康保険組合 神戸支部
大阪薬業健康保険組合 京都支部

Tel 06-6941-5005
Tel 078-221-6100
Tel 075-801-2905